

障害者旅客運賃割引規程

目 次

	頁
第1条 適用範囲 -----	1
第2条 障害者 -----	1
第3条 介護者 -----	1
第4条 割引乗車券の種類 -----	2
第5条 取扱区間 -----	2
第6条 割引率 -----	2
第7条 割引乗車券の購入申込み -----	2
第8条 介護者の同行 -----	2
第9条 割引乗車券の旅客運賃払戻し -----	2
第10条 障害者手帳等の携帯 -----	2
第11条 その他の取扱方 -----	2

障害者旅客運賃割引規程

（適用範囲）

第1条 この規程は、障害者が単独又は介護者とともに、新交通ゆりかもめ（以下「社線」という。）各駅相互間を乗車する場合に適用する。

（障害者）

第2条 この規程において「障害者」とは、次の各号に掲げる者をいう。各障害者手帳等の様式は、別表第2のとおりである

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身体障害者」という。）

(2) 「療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）」により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者（以下「知的障害者」という。）

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「精神障害者」という。）

2 「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知及び令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知）によるものは、第7条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第10条に定める乗降の際及び乗車中の呈示に限り、前項各号に掲げる手帳等に代わるものとすることができる。

3 第1項の障害者を、第1種障害者及び第2種障害者に分ける。

(1) 「第1種障害者」とは、別表第1に定める者をいう。

(2) 「第2種障害者」とは、前号以外の者をいう。

4 第1種障害者及び第2種障害者の別については、各障害者手帳等の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載において確認することができる。

（介護者）

第3条 障害者が、第1種障害者及び定期乗車券を使用する12歳未満の第2種障害者であるときは、障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。ただし、東京都が発行する療育手帳（以下「愛の手帳」という。）の交付を受けている知的障害者は、知的障害者1人に対し1人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は、介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が障害者と同一で、障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類及び発売の条件は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種障害者及び12歳未満の第2種障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (3) 回数乗車券 第1種障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 愛の手帳を提示した知的障害者及び介護者に対しては、前項に規定する発売の条件を満たさない者であっても、割引乗車券を発売する。

3 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、第1項の規定により障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。

4 前条第2項の規定にかかわらず、障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。この場合において、介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、社線各駅相互間とする。

(割引率)

第6条 障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入申込み)

第7条 障害者が割引乗車券を購入する場合は、障害者手帳等を発売箇所に提示し、口頭又は適宜な用紙で申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、障害者とその介護者とが同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃払戻し)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券の旅客運賃の払戻しは、障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取扱う。

(障害者手帳等の携帯)

第10条 障害者又はその介護者が割引乗車券で乗車する場合は、障害者手帳等を携帯して、社員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 第1種障害者の範囲

1. 身体障害者

次に掲げる者及び障害度がこれより重い者

- (1) 両眼の視力がそれぞれ 0.06 以下の者
- (2) 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 90 パーセント以上の者
- (3) 両耳の聴力が耳介に接近しなければ大声語を理解し得ない者
- (4) 両上肢を中手指関節以上で又は両下肢をショパール関節以上で失った者
- (5) 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者
- (6) 体幹の機能障害により起居、移動の困難な者
- (7) 心臓・じん臓・呼吸器又は小腸の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者
- (8) ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される者
- (9) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により家庭内での日常生活活動を含め社会での日常生活が全般的に著しく制限されるもの
- (10) 2 以上の重複する障害を有し、その障害の総合の程度が前各号に準ずる者

2. 知的障害者

次に掲げる者及び障害度がこれより重い者

- (1) 知能指数がおおむね 35 以下の者であって、次のいずれかに該当し、日常生活において常時介護を要する程度のもの

ア 日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介護を必要とする者

イ 失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とする者

- (2) 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね 50 以下の者であって、日常生活において常時介護を要し、かつ、肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者で、その障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 の 1 級から 3 級までに該当するもの

3. 精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1133 号厚生省保健医療局長通知）」に定める「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」に規定する障害等級 1 級（精神障害であって、日常の生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）と判定された者

別表第2 各障害者手帳等の様式例

1. 身体障害者手帳

平成31年3月29日障発0329第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知により示された様式

ア 紙様式（例）

[身体障害者手帳の紙様式例]

(第一面)

身体 障 害 者 手 帳	都道府県（市）名

11.4cm

(第二面)

写 真	ベスト半裁	氏名 住所	都道府県（市）第 号
		年 月 日交付	
		年 月 日生	
都道府県（市）		旅客鉄道株 式会社旅客 運賃減額 第一種 身体障害者	
印			

(第三面)

(注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届けを出してください						現 住 所	本人の欄
						転入年月日	
						福祉事務所の長 又は町村長の印	

(第四面)

				氏 名	保護者の欄
				続 柄	
				現 住 所	
				な保護者と 月日 った年	
				のは所福祉 印 町村長事務 村 長 又 務	

(第五面)

障害名	身体障害者等級表による級別
	級

障
害
名

級

(第六面)

備考

イ カード様式 (例)

[身体障害者手帳のカード様式例]



身体障害者手帳

都道府県(市) 第 号

交付日 年 月 日

氏名

生年月日 年 月 日

住所

保護者氏名

続柄 住所

写真

22mm

27.5mm

12mm

2mm

53.98mm

85.60mm

印

障害名

障害程度等級

旅客鉄道株式会社

旅客運賃減額 第一種・第二種身体障害者

2. 知的障害者手帳

昭和 48 年 9 月厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知により示された様式

ア 紙様式 (例)

[知的障害者手帳の紙様式例]

(表紙)

療 育 手 帳
〇〇〇県 (市)

(1 ページ)

写真 (縦 4 cm 横 3 cm で脱帽 して上半身を 写したもの)	第 号 平成 年 月 日交付 氏 名 明治 大正 昭和 平成 年 月 日生 〇〇〇県 (市) 印
— (1) —	

(2 ページ)

本 人				
性別	住 所			
男 女				
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額		第一種、第二種知的障害者		
保 護 者				
氏 名	続柄	職 業	電 話	
住 所				
— (2) —				

(17 ページ)

5 この手帳の判定欄の「A」「B」の記号は、障害の程度を示すもので、「A」は重度、「B」はそれ以外を意味します。 6 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手帳を提示するとともに、乗車中もかならずこの手帳をおもち下さい。 7 手帳を使えなくなることがありますので判定の記録欄に記載された「次の判定年月」までに児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定を受けて下さい。
— (17) —

イ カード様式（例）

[知的障害者手帳のカード様式例]

療 育 手 帳		〇〇県(市)第	号
氏 名	交付	再交付	写真 2.7 × 2cm
住所	生	性別	
保護者氏名	続柄		
住所			
障害の程度(総合判定)			
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額			
航空割引			
判定年月日		公印 1.2 × 1.2 cm	
判定機関			
合併障害	身体障害	級	
次の判定年月			

2. 精神障害者手帳

「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）により示された様式

ア 紙様式（例）

[精神障害者保健福祉手帳の紙様式例]

(裏表紙)

備 考

注1) 住所や氏名が変わったときは、
変更届を出してください。
注2) 更新の申請は、有効期限の3か
月前から市町村役場で行うことが
できます。

(表表紙)

障 害 者 手 帳

都道府県（指定都市）名

(内面左)

3 cm		4 cm
写	ベスト半裁	
真		

氏名

住所

生年月日

障害等級 号

手帳番号

旅客鉄道株式会社等
旅客運賃減額 第一種・第二種

(内面右)

交付日	年	月	日
有効期限	年	月	日
(更新)			
(更新)			
(更新)			
(更新)			
都道府県（指定都市）名			印
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳			

(注意)縦9cm×横6cmを標準とすること。

イ カード様式 (例)

[精神障害者保健福祉手帳のカード様式例]

(表)

27.5mm	22mm	写真	ベスト半裁	障害者手帳				12mm	2mm
				氏名	住所	生年月日	年 月 日		
				障害等級					
				手帳番号					
				交付日	年	月	日		
				有効期限	年	月	日		
				旅客鉄道株式会社等	都道府県	名	印		
				旅客運賃減額 第一種・第二種 (指定都市)					
	85.60mm								
	53.98mm								